

令和5年度 岐阜県 西濃総合庁舎エレベーターホール広告掲出募集要領

- 1 広告掲出場所
西濃総合庁舎1階エレベーターホール
- 2 広告の種類・規格
B2版縦（縦728mm×横515mm）のポスター掲出
※ ポスターは広告申込者が作成。県が別途設置するフレーム等により固定します。

- 3 掲出期間
令和5年4月から令和6年3月まで

掲出月	掲出期間	掲出月	掲出期間
4月	3日（月）～28日（金）	10月	2日（月）～31日（火）
5月	1日（月）～31日（水）	11月	1日（水）～30日（木）
6月	1日（木）～30日（金）	12月	1日（金）～28日（木）
7月	3日（月）～31日（月）	1月	4日（木）～31日（水）
8月	1日（火）～31日（木）	2月	1日（木）～29日（木）
9月	1日（金）～29日（金）	3月	1日（金）～29日（金）

- ※ 掲出期間は1か月単位ですが、各掲出月の初日及び終日が日曜日、土曜日等の閉庁日に当たる場合は、掲出開始日及び掲出終了日を上記の表のとおりとします。
※ 広告は、原則として、掲出開始日の午前9時までに掲出し、掲出終了日の午後5時以降に撤去することとします。

- 4 料金
貸付料
※B2版（縦728mm×横515mm）5、238円（1か月当たり）（消費税込）
- 5 申込みの方法
 - (1) 広告掲出申込書に必要事項をご記入ください。
 - (2) 申込書に下記書類を添付して直接持参又は郵送してください。
 - (3) 申込書に添付する書類
 - ・ 広告図案及び説明書等
 - ・ 広告図案（イメージ、スケッチ等）、文面（原稿案等）、説明書等
- 6 申込みに関する留意事項
 - ・ 掲出したポスターは原則返却しませんので、ご了承ください。
なお、返却を希望する場合は、お申し出ください。
 - ・ 1枠/1か月から申込みができます。
希望期間の上限は3月末までの月数とし、希望枠数の上限は原則1枠とします。
 - ・ 掲出位置は、抽選で決定するため、位置の指定はできません。
 - ・ 広告作成費用は、広告主の負担となります。
 - ・ 広告掲出期間が複数月の場合、原則として、1か月単位で広告内容を変更することができます。ただし、事前に県への協議が必要です。
- 7 掲出できない広告
次に該当するものは、掲出できません。
 - ・ 岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱第4条第1項各号に定める業種又は事業者に係るもの。
(例) 風俗営業、消費者金融、県指名停止業者、県税滞納者
 - ・ 岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱第4条第2項各号に定める内容のもの。
(例) 法令違反、公序良俗違反、政治性・宗教性があるもの
 - ・ その他県の広告事業として不適切なもの。
- 8 広告関係規定
 - ・ 岐阜県西濃総合庁舎広告掲出要綱
 - ・ 岐阜県西濃総合庁舎広告取扱基準